

令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」  
運用業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別添「令和6年度山梨県オウンドメディア『やまなし in depth』運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

委託料の内訳 サイト運用費：金 円

記事制作費：金 円

うち通常の特集記事は1本あたり 金 円

マンガ記事は1本あたり 金 円

（契約保証金）

第5条 甲は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

（監督及び指示並びに報告の徴収）

第6条 乙は、この契約に基づく委託された業務の実施について甲の監督及び指示に従わ

なければならない。

- 2 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告および検査)

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、対象業務ごとに速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

#### (委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。
- 3 通常の記事とマンガ記事の差額分は、支払い時点でのマンガ記事制作本数に応じて精算するものとする。
- 4 乙は、令和6年9月末日までサイト運用を実施し、かつ仕様書に定められた数の2分の1以上の数の記事を制作した場合には、年間サイト運用費の2分の1の額及びそれまでに制作した本数分の記事制作費（第3項の精算を行った後の額）を請求することができる。
- 5 前項の請求の際の報告及び検査には、第7条の実績報告および検査を準用する。

#### (履行遅延違約金)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額)に対して、民法（明治29年法律第89

号) 第404条の法定利率を乗じて得た額を履行延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第12条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求められない。

(危険負担)

第11条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由に

より生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第12条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(損害賠償)

第13条 甲の故意又は重大な過失により物件に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第15条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(機密保持義務)

第16条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(権利の帰属)

第17条 この契約に基づく業務に係り制作した著作物の著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が外部に発注して制作する写真等の著作権の帰属については、甲と乙とが協議し

て定めるものとする。

- 2 この契約に基づく業務に係り制作した著作物について、乙は著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 この契約に基づく業務に係り制作した著作物について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、乙は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- 4 この契約に基づく業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、乙は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に甲へ報告し、承認を得ること。
- 5 この契約に基づく業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、乙の責任、負担において一切を処理すること。
- 6 著作権以外の知的財産権について、この契約に基づく業務で発生した権利は、原則、甲に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、乙の責任において解決すること。ただし、甲から提供するものは除く。
- 7 前項に規定する以外の著作権等の権利については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第18条 乙はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

#### (再委託の禁止)

第19条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (保証責任)

第20条 成果品に過誤その他の瑕疵がある場合、甲は乙に対し検収日から1年以内に過誤の訂正、その他の補修を完了すべきことを請求することができる。ただし、成果品の瑕疵が原始データの瑕疵、その他甲の責めに帰すべき事由に基づくときは、この限りではない。

- 2 乙が成果品に関して、検収後に甲に対して負う責任は前項に定めた範囲に限るものと

する。

(費用の負担)

第21条 この契約に要する費用は乙が負担するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙